

4. 中部大学利益相反ポリシー

本学は自らの学術研究の成果を社会との日常的な連携により活用することによって社会に貢献することが求められていることから、中部大学社会連携ポリシーにも掲げているとおり、教育・研究に携わる教職員は、これらの要請を積極的に受けとめ、建学の精神にのっとり「社会連携」を「教育」「研究」に加えて、本学の使命として位置づけて積極的に取り組んでいく必要がある。

新技術・新事業・経営手法の改善による経済の活性化が課題となっている現状から、大学の学術研究成果を学会発表・学術論文・著作・企業等との共同研究等を通じて社会に還元していかなければならない。

しかしながら、社会連携を進める場合、連携の結果として教職員が企業等との関係で有することになる利益や負うことになる責任や義務が、大学がその使命に基づき教職員に求める義務（例えば学生に教育を施す責任・学問の探求等）と相反する状況が不可避免的に生じてくる場合がある。このような状況を広く利益相反（責務相反を含む。）という。

利益相反行為を放置し、大学が行う教育や研究への信頼が損なわれることは許されない。本学はこのようなことから社会連携の推進に際し、利益相反に関して本学教職員が取り組むべき姿勢と対処するためのルールを利益相反ポリシーとして制定し明らかにする。

利益相反ポリシーのルール

本学の教職員は、社会連携を推進する際に、社会連携に伴う個人的利益や他方の利益を優先する結果、本学の使命としての「教育」「研究」をおろそかにしてはならない。また、そのような利益相反行為がなされているとの疑いを社会から受けたくないような透明性のある社会連携を心がけなければならない。これらの義務は本学教職員の果たすべき義務でありルールであるとする。

本学教職員が社会連携に安心して取り組むことができるようにするとともに、利益相反を防止し適切に対処するための体制作りを心がけなければならない。

・利益相反に関する体制

(1) 利益相反ポリシーの適用対象者

本ポリシーの適用対象者は本学の専任教職員とする。ただし、本学は専任教職員以外の者にも必要がある場合には、本ポリシーの適用を求めることがある。

(2) 利益相反検討専門委員会の設置

本学は利益相反に関することについて検討する機関として、利益相反検討専門委員会を設置し、次に掲げる事項を審議する。

- ① 利益相反に係る基本方針の策定に関する事項
- ② 利益相反に係る相談、助言及び指導に関する事項
- ③ 利益相反に係る広報及び啓発に関する事項
- ④ 利益相反事例に係る調査、改善指導、是正勧告等に関する事項
- ⑤ その他利益相反に関する事項

利益相反検討専門委員会の構成員等については、別途、【利益相反検討専門委員会内規】(参考資料⑧)により定めるものとする。

(3) 利益相反アドバイザーの配置

利益相反検討専門委員会は教職員に対し、利益相反の知識を普及させるために利益相反アドバイザーを配置する。

利益相反アドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- ① 利益相反に関する相談・助言
- ② 利益相反に関する広報・知識の普及
- ③ 利益相反事例に係る調査
- ④ 利益相反の個別事例に関して、利益相反検討委員会で審議する必要性の有無の判断
- ⑤ その他利益相反に関すること